

## 日本台湾学会倫理綱領

2023年5月27日第25回(第13期第1回)会員総会にて可決

日本台湾学会の会員は、研究者としての諸活動を行うにあたって、本綱領を十分に認識し遵守しなければならない。

1. 会員は、研究と教育および学会運営にあたって公正を維持し、社会の信頼を損なわないように努める。
2. 会員は、研究の調査対象者およびその関係者の人権を尊重し、プライバシーなどの諸権利に留意し、これを侵害しない。
3. 会員は、他者より委託・補助された研究資金を、関連法令を遵守して適正に使用する。
4. 会員は、他者の研究のオリジナリティを尊重し、著作権などの侵害、剽窃・盗用、データの捏造・改ざん、二重投稿を行わない。
5. 会員は、思想信条、性別、性自認、性的指向、年齢、社会的立場、出自、国籍、宗教、民族的背景、障がい、家族状況などを理由とする差別的な扱いをしない。
6. 会員は、アカデミック・ハラスメントなど、ハラスメントにあたる行為をしない。

本綱領の変更は、日本台湾学会総会の決議による。

以上